



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年8月4日（水）

問い合わせ先：南部児童相談所

所長 北里 大介

担当：米山・臼井

電話：711-2489

令和2年度児童相談所虐待対応件数について

令和2年度に児童相談所で対応した、児童虐待対応件数の集計結果についてお知らせします。

1 児童虐待対応件数

令和2年4月から令和3年3月までの1年間に、さいたま市北部児童相談所と南部児童相談所で対応した児童虐待対応件数は3,241件でした。令和元年度の児童虐待対応件数3,355件と比較すると114件（-3.4%）の減少となりました。

2 児童虐待対応件数の推移

過去5年間の児童虐待対応件数は下記のとおりです。

平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
2,271	2,656	2,960	3,355	3,241

3 児童虐待対応内容別件数

令和2年度の内容別児童虐待対応件数は下記のとおりです。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
0歳～3歳未満	65	96	0	453	614
3歳～就学前	112	112	2	426	652
小学生	276	179	12	675	1,142
中学生	147	79	5	261	492
高校生他	111	40	9	181	341
合計	711	506	28	1,996	3,241

4 令和3年度における主な児童虐待防止への取組

令和3年4月からは、より迅速に、かつ、きめ細かい対応を行うため、南部児童相談所に家庭支援第3係（初期対応班）を設置しました。

令和3年7月からは、親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、子どもの家族からの虐待に関する相談などをスマートフォンのアプリ・LINEで、どこからでも無料で相談できる窓口となる、埼玉県「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」に参加しました。

国の指針に則り、児童福祉司を段階的に増員しています。令和3年度は北部児童相談所と南部児童相談所合わせて、前年度比で9人増員しました。

また、定期的に内部研修を実施し、職員の対応力の強化に努めています。